

## 第1章 総則

### (目的)

- 第1条 この規程は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)(以下、「保護法」という)に基づき、学校法人東京国際大学(以下、「本法人」といい、本法人が設置する東京国際大学、東京国際大学付属日本語学校及び一橋学院早慶外語(以下、「設置校」と総称し、又、「各設置校」という)を含む)が保有する個人情報の適切な取り扱いに関し必要事項を定めることにより、個人情報の適正な取り扱いを確保し、本法人及び各設置校の業務の適正かつ円滑な運営を図るとともに、個人の権利利益及びプライバシーの保護に資することを目的とする。
- 2 個人情報の保護に関し、この規程に定めのない事項については、保護法及び個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)その他の関係法令(以下、保護法を含め「個人情報関連法令等」という)の定めるところによる。
  - 3 個人番号及び特定個人情報の取り扱いについては、「学校法人東京国際大学個人番号及び特定個人情報取扱規程」の定めるところによる。

### (個人情報保護方針)

- 第2条 本法人は、個人情報保護の重要性についての深い認識の下、個人情報保護の取り組みを推進するに当たり、個人情報保護方針を策定し、公式ウェブサイト及びその他の媒体を通じてその周知を徹底する。

### (定義)

- 第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 個人情報：本法人の設置校の学生・生徒及びその保証人、役員、教職員、卒業生その他本法人及び設置校に関係のある個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、個人識別符号その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む)をいう。
  - (2) 本人：個人情報から識別される特定の個人をいう。
  - (3) 個人識別符号：特定の個人の身体の一部の特徴をコンピュータで使用するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別できるもの、又は、特定の個人に個別に割り当てられた文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるものをいう。

- (4) 要配慮個人情報：人種，信条，社会的身分，病歴，犯罪の経歴，犯罪により害を被った事実その他個人に対する不当な差別，偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する記述等が含まれる個人情報をいう。
- (5) 個人情報データベース等：特定の個人情報をコンピュータにより検索することができるように体系的に構成したもの又は個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物をいう。
- (6) 個人データ：個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
- (7) 保有個人データ：本法人が開示，内容の訂正，追加又は削除，利用の停止，消去及び第三者への提供の停止を行うことができる権限を有する個人データをいう。

#### (責務)

第4条 本法人は，第1条に定める目的を達成するために，次の各号に定める措置を講ずるものとする。

- (1) 本人に対して個人情報保護方針を周知する。
- (2) 設置校を含む本法人の役員及び教職員等に対して，個人情報保護関連法令等並びに個人情報保護方針及び関連する諸規程の遵守を徹底させ，これを監督する。
- (3) 設置校を含む本法人の役員及び教職員等に対して，個人情報保護に関する啓発活動を行う。

#### (個人情報管理責任者)

第5条 本法人は，個人情報保護を適正かつ円滑に行い，その責任の所在を明確にするため，次の各号に掲げる個人情報を管理する責任者（以下，「責任者」という）を置く。

- (1) 個人情報統括管理責任者(以下，「統括管理責任者」という)
  - (2) 個人情報部門管理責任者(以下，「部門管理責任者」という)
  - (3) 個人情報運用管理責任者(以下，「運用管理責任者」という)
- 2 統括管理責任者は，本法人を代表する理事長がこれにあたり，設置校を含む本法人における個人情報保護に関する全ての権限と責任を負う。
  - 3 部門管理責任者は，設置校事務局長がこれにあたり，前条に定める責務について，当該部門における取り扱いに責任を負う。
  - 4 運用管理責任者は，法人本部総務部長がこれにあたり，所管する個人データ及び個人情報データベース等の管理について責任を負うとともに，本人からの保有個人データに係る請求に関し，この規程に従い，適正に対応及び処理する責任を負う。

## 第2章 個人情報保護委員会

### (委員会の設置)

第6条 本法人の個人情報保護に係る重要事項を審議するため、個人情報保護委員会（以下、「委員会」という）を設置する。個人情報保護委員会は必要に応じ常務会開催時に開催するものとする。

（審議事項）

第7条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 個人情報の保護に関する本法人が講じるべき施策に関する事項
- (2) 個人情報の取得、利用、提供、開示、訂正及び利用停止等について責任者から付議された事項
- (3) その他個人情報保護に関する重要な事項

（情報システム部署からの意見聴取）

第8条 委員会は、本法人における情報システム上での個人情報の取り扱いについて審議するときは、情報システム担当部署の意見を聴くものとする。

- 2 前項の他、委員会は、前条に規定する事項の審議に当たり、本法人内の関係部署に対し意見を求めることができる。

（組織）

第9条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 常務会出席者
- (2) 前号以外で委員長が指名する者

（委員長、副委員長）

第10条 委員会に委員長を置き、常務会議長がその任に当たる。

- 2 委員会に副委員長若干名置き、委員長が指名する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐するとともに、委員長に不測の事態が生じた場合は、その職務を代行する。

（会議）

第11条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(事務局)

第 12 条 委員会の事務は、法人本部総務部が行う。

### 第 3 章 個人情報の取得及び利用

(利用目的)

第 13 条 個人情報を取り扱うに当たっては、本法人の業務及び設置校の教育・研究活動を遂行するために必要な場合に限るものとし、個人情報の取得に当たっては、その利用目的(以下、「利用目的」という)を可能な限り具体的に特定しなければならない。

- 2 利用目的を変更する場合は、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲内を超えて行ってはならない。

(利用目的の公表、明示又は通知)

第 14 条 利用目的は、個人情報を取得する前に公表若しくは本人に対し明示し、又は取得した後に、速やかに本人に通知し、又は公表しなければならない。

- 2 利用目的を変更する場合は、変更後の利用目的についてあらかじめ本人に通知し、又は公表しなければならない。
- 3 前 2 項の規定は、次の各号の一に該当するときは、これを適用しない。
  - (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害する虞があるとき
  - (2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより、本法人の権利又は正当な利益を害する虞があるとき
  - (3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を来す虞があるとき
  - (4) 個人情報の取得状況から、利用目的が明らかであると認められるとき

(個人情報の取得)

第 15 条 個人情報の取得は、利用目的の達成に必要な限度において、適法かつ公正な手段により、これを行わなければならない。

(取得の制限)

第 16 条 個人情報の取得は、思想、信条及び信教に関する事項並びに社会的差別の原因となる事項を調査することを目的として行ってはならない。

- 2 要配慮個人情報の取得に当たっては、あらかじめ本人の同意を得なければならない。但し、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命，身体又は財産の保護のために必要がある場合であって，本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上又は児童生徒の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって，本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって，本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす虞があるとき
- (5) 当該要配慮個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該要配慮個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み，個人の権利利益を不当に侵害する虞がある場合を除く）
- (6) 学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合であって，当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があるとき（当該要配慮個人情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み，個人の権利利益を不当に侵害する虞がある場合を除く。）
- (7) 当該要配慮個人情報が，本人，国の機関，地方公共団体その他個人情報関連法令等で定める者により公開されている場合
- (8) 本人を目視し，又は撮影することにより，その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合
- (9) 前各号のほか，本法人の業務上又は設置校の教育研究上のやむを得ない正当な理由がある場合

#### （個人情報の利用）

第 17 条 個人情報の利用に当たっては，第 13 条の規定により特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて行ってはならない。但し，次の各号の一に該当する場合は，この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき
- (2) 法令に基づくとき
- (3) 人の生命，身体又は財産の保護のために必要がある場合であって，本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 公衆衛生の向上又は児童生徒の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって，本人の同意を得ることが困難であるとき
- (5) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって，本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす虞があるとき
- (6) 個人情報を学術研究の用に供する目的で取り扱う必要があるとき（当該個人情報を

取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害する虞がある場合を除く。)

- (7) 大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者(以下、「学術研究機関等」という)に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき(当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害する虞がある場合を除く。)

(不適正な利用の禁止)

第 18 条 本法人は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発する虞がある方法により個人情報を利用してはならない。

#### 第 4 章 個人データの管理

(個人データの管理)

第 19 条 運用管理責任者は、個人データの安全性及び信頼性を確保するため、次の各号に掲げる事項について管理を行わなければならない。

- (1) 個人データの漏洩、滅失、毀損、改ざん及び不正アクセスの防止に関し、情報セキュリティ対策を含む必要な措置を講ずる。
- (2) 個人データを利用目的に応じ必要な範囲内において正確かつ最新の状態を保つよう努める。
- (3) 個人データが不要となったときは、迅速かつ確実に廃棄又は消去する。

(情報システム部署の役割)

第 20 条 本法人の情報システム担当部署は、個人データ、個人情報データベース等への不正なアクセス等の危険に対して、技術面において必要十分な安全対策を講ずるものとする。

(保有個人データに関する事項の公表)

第 21 条 本法人は、保有個人データに関し、次の各号に掲げる事項について、本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む)に置かななければならない。

- (1) 保有個人データの管理部署名、運用管理責任者の役職名及び住所並びに本法人の代表者の氏名
- (2) 全ての保有個人データの利用目的(但し、第 14 条第 3 項第 1 号乃至第 3 号のいずれかに該当する場合を除く)
- (3) 第 32 条に規定する開示等の手続き
- (4) 第 36 条及び第 37 条に規定する保有個人データの取り扱いに係る問い合わせ又は苦

## 情について所管する部署

### (委託先業者等の管理)

第 22 条 運用管理責任者は、個人データの取り扱いの全部又は一部を第三者に委託する場合は、委託対象の個人データの安全管理が確保されるよう、委託先に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 前項の場合においては、当該委託に係る契約書等に、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。但し、当該委託の内容又は性質に鑑み記載する必要がないと認められる事項については、この限りでない。

- (1) 委託先において、その従業者に対し当該個人データの取り扱いを通じて知り得た個人情報情報を漏洩し、又は盗用してはならないこと。
- (2) 当該個人データの取り扱いの再委託を行うに当たっては、あらかじめ本法人の書面による同意を得ること。再委託先が更に再々委託する場合も同様とする。
- (3) 委託契約期間
- (4) 利用目的達成後の個人データの返却又は委託先における廃棄若しくは削除を適切かつ確実に行うこと
- (5) 委託先における個人データの加工(委託契約の範囲内のものを除く)、改ざん等の禁止又は制限
- (6) 委託先における個人データの複写又は複製の禁止(安全管理上必要なバックアップを目的とするもの等、委託契約において認めたものを除く)
- (7) 委託先において個人データ漏洩等の事故が発生した場合における本法人への報告義務
- (8) 委託先において個人データの漏洩等の事故が発生した場合における委託先の責任

### (外部要員の監督)

第 23 条 前条第 1 項の規定は、個人情報の取り扱いを含む業務を行うため外部から要員を受け入れる場合について準用する。

### (漏洩発見時の措置)

第 24 条 本法人の役員・教職員等は、個人情報の漏洩又は不当な目的での使用の事実等を確認したときは、直ちに運用管理責任者に報告しなければならない。

2 前項の規定により報告を受けた運用管理責任者は、直ちに部門管理責任者を通じて統括管理責任者に報告し、対応について協議のうえ、必要かつ適切な措置を講じなければならない。

3 前項の場合において、統括管理責任者は、必要に応じ委員会を招集するものとする。

(漏洩等の報告)

第 25 条 本法人は、取り扱う個人データの漏洩、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害する虞が大きいものとして個人情報保護委員会規則(以下、「保護委員会規則」という)で定めるものが生じたときは、保護委員会規則の定めるところにより、当該事態が生じた旨を国の個人情報保護委員会に報告しなければならない。

- 2 前項の事態が生じた場合、本法人は、当該事態に係る本人に対し、保護委員会規則の定めるところにより、当該事態が生じた旨を速やかに通知しなければならない。但し、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

## 第 5 章 個人データの提供等

(個人データの第三者への提供)

第 27 条 個人データは、本人の同意を予め得ることなく、第三者にこれを提供してはならない。但し、次の各号の一に該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令に基づくとき
  - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
  - (3) 公衆衛生の向上又は児童生徒の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
  - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を来す虞があるとき
- 2 前項の規定にかかわらず、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次の各号に掲げる事項について予め本人に通知したうえで、又は本人が容易に知り得る状態においては統括管理責任者の承認を得て、個人データを第三者に提供することができる。但し、第三者に提供される個人データが要配慮個人情報又は第 15 条、第 16 条の規定に違反して取得されたものである場合は、この限りでない。
    - (1) 第三者に提供する当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
    - (2) 第三者への提供を利用目的とすること
    - (3) 第三者に提供される個人データの項目
    - (4) 第三者に提供される個人データの取得の方法
    - (5) 第三者への提供の方法
    - (6) 本人の求めがある場合、当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止



すること

- (7) 本人の求めを受け付ける方法
- (8) その他個人の権利利益を保護するために必要な事項
- 3 前項第1号に掲げる事項に変更があったとき又は同項の規定による個人データの提供をやめたときは、遅滞なく、同項第3号乃至第5号、第7号又は第8号に掲げる事項を変更しようとするときは、予めその旨を本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。
- 4 次の各号に掲げる場合においては、個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
  - (1) 利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを取得した部署又は部門以外の本法人内の他の部署又は部門で個人データを利用する場合
  - (2) 本法人が、利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取り扱いの全部又は一部を外部の業者等に委託することに伴って、当該個人データが提供される場合
  - (3) 特定の者との共同で利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名について、予め本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき
- 5 前項第3号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名、名称若しくは住所又は法人にあってはその代表者の氏名に変更があったときは遅滞なく、同号に規定する利用する者の利用目的又は当該責任を有する者を変更しようとするときは予め、その旨を本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

(外国の第三者への提供の制限)

第28条 外国にある第三者に個人データを提供する場合には、前条第1項各号に掲げる場合を除き、当該提供を認める旨の同意を予め本人から取得しなければならない。この場合においては、前条の規定はこれを適用しない。

- 2 本法人は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報保護のための措置その他の情報を、予め当該本人に提供しなければならない。
- 3 本法人は、個人データを外国にある第三者に提供した場合には、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。

(第三者提供に係る記録の作成等)

第 29 条 個人データを第三者に提供したときは、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の事項に関する記録を作成しなければならない。但し、当該個人データの提供が第 27 条第 1 項各号又は第 4 項各号の一に該当する場合は、この限りでない。

2 前項の記録は、当該記録を作成した日から 3 年間保存しなければならない。

(第三者提供を受ける際の確認等)

第 30 条 第三者から個人データの提供を受ける際には、次の各号に掲げる事項の確認を行わなければならない。但し、当該データの提供が第 27 条第 1 項各号又は第 4 項各号の一に該当する場合は、この限りでない。

(1) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

(2) 当該第三者による当該個人データの取得の経緯

2 前項の規定による確認を行ったときは、当該個人データの提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の記録を作成しなければならない。

3 前項の記録は、当該記録を作成した日から 3 年間保存しなければならない。

第 6 章 個人データに係る請求等

(利用目的通知の請求)

第 31 条 本法人は、本人から当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、当該本人に対し遅滞なくこれを通知しなければならない。但し、次の各号の一に該当するときは、この限りでない。

(1) 本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかなきとき

(2) 第 14 条第 3 項第 1 号乃至第 4 号のいずれかに該当するとき

2 本法人は、前項但し書に基づいて当該保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、遅滞なくその旨を理由とともに本人に通知しなければならない。

(開示の請求)

第 32 条 本人は、本法人に対し、当該本人が識別される保有個人データの電磁的記録の提供等の方法による開示を請求することができる。

2 本法人は、前項に基づく請求を受けたときは、請求した当該本人に対し、遅滞なく当該保有個人データを開示しなければならない。開示方法は、原則として当該本人の請求した方法によるものとするが、合理的理由がある場合は、書面の交付による方法をもってこれに代えることができる。

3 前項に基づく保有個人データの本人に対する開示は、これを行うことが次の各号の一に該当するときは、当該保有個人データの全部又は一部につきこれを行わないこととすることができる。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産若しくはその他の権利利益を害する虞があるとき
  - (2) 本法人の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼす虞があるとき
  - (3) 法令等に違反することとなるとき
- 4 本法人は、当該保有個人データの全部もしくは一部について開示しない旨の決定をしたとき又は当該保有個人データが存在しないときは、遅滞なく本人に対し理由と共にその旨を通知しなければならない。

#### (訂正等の請求)

- 第 33 条 本人は、本法人に対し、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないときは、当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下、「訂正等」という）を請求することができる。
- 2 本法人は、前項に基づく請求を受けたときは、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。但し、調査の結果、訂正等を行うことが妥当でないと認めるときは、この限りでない。
  - 3 本法人は、前項本文に基づき当該保有個人データの訂正等を行ったときはその旨を、又、前項但し書に基づき訂正等を行わないこととしたときはその旨を理由と共に、遅滞なく本人に対し通知しなければならない。

#### (利用停止等の請求)

- 第 34 条 本人は、本法人に対し、当該本人が識別される保有個人データが第 14 条乃至第 16 条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は、第 17 条及び第 18 条の規定に違反して取り扱われているときは、当該保有個人データの利用停止又は消去（以下、「利用停止等」という）を求めることができる。
- 2 本法人は、前項に基づく請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。
  - 3 本人は、本法人に対し、当該本人が識別される保有個人データが第 27 条第 1 項及び第 28 条の規定に違反して第三者に提供されているときは、当該保有個人データの第三者への提供の停止を求めることができる。
  - 4 本法人は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。
  - 5 本人は、本法人に対し、当該本人が識別される保有個人データに係る第 25 条第 1 項に規定する事態が生じた場合その他、当該本人が識別される保有個人データの取り扱いにより当該本人の権利利益が害される虞がある場合、当該保有個人データの利用停

止等又は第三者への提供の停止を求めることができる。

- 6 本法人は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を行わなければならない。
- 7 本法人は、多額の費用を要する等の理由により第2項、第4項及び第6項に定める保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止が困難な場合、本人の権利利益を保護するため必要十分な措置を講ずることをもって、当該利用停止等又は第三者への提供の停止に代えることができる。
- 8 本法人は、第2項、第4項又は第6項の規定に基づいて当該保有個人データの内容の全部もしくは一部について利用停止等を行ったとき又は第三者への提供を停止したときは、遅滞なくこの旨を本人に対し通知しなければならない。又、第7項の規定に基づき利用停止等又は第三者への提供の停止に代わる措置を講じたときは、その旨を、理由とともに遅滞なく本人に対し通知しなければならない。

(開示等の手続き)

第35条 第31条乃至第34条の規定に基づく請求(以下、「開示等の請求」という)を行うときは、本人であることを明らかにし、所定の様式に必要な事項を記載し、実施責任者宛てに提出するものとする。

- 2 実施責任者は、当該本人に対し、開示等の請求に関し、対象となる保有個人データ又は第三者開示記録を特定するに足る事項の提示を求めることができる。

## 第7章 不服申立て及び苦情処理

(不服の申立て)

第36条 開示等の請求に基づいて本法人が行った措置に対して不服がある場合は、請求を行った本人は、委員会に対し不服の申立てを行うことができる。

- 2 前項の申立てを行うときは、本人であることを明らかにし、当該申立てに必要な事項を記載した文書を、申立ての対象たる保有個人データを管理する部署に提出し、当該運用管理責任者及び部門管理責任者を経て、委員会宛てに提出するものとする。
- 3 委員会は、第1項に規定する申立てがあったときは、審議を行い、その結果を文書にて不服申立人に通知するものとする。
- 4 委員会は、不服申立ての審議に際し、必要と判断した場合、不服申立人、運用管理責任者、部門管理責任者及び関係部署の教職員その他の関係者に対して、委員会への出席若しくは意見書の提出を求めることができる。

(苦情等への対応)

第37条 保有個人データに係る問い合わせ又は苦情については、当該保有個人データを管

理する部署が窓口となり、これに対応する。

- 2 前項に拘わらず、当該保有個人データを管理する部署が特定できないとき又は本法人における個人情報の取り扱い全般に係る問い合わせ又は苦情については、法人本部総務部がこれに対応する。

## 第8章 補則

(処分)

第38条 この規程への違反行為が明らかになった場合、本法人は、当該行為に関与した者に対し、関係諸規程に基づき懲戒処分を行うことがある。

(事務)

第39条 この規程に係る事務は、法人本部総務部がこれを行う。

(改廃手続)

第40条 この規程の改廃は、常務会の議を経て理事長が行う。

## 附 則

この改正規程は、2024年6月28日から施行する。